47	関税率表第55類に掲げる物品（第46項に掲げるものを除く。）	人造繊維の短繊維及びその織物（第46項のものを除く。）	1,665,742	1,075,012	千円	0.6	平成22年６月16日 適用停止 中華人民共和国 （インド） 284,322千円
48	関税率表第5607・21号、第5607・29号、第5607・41号、第5607・49号又は第5607・50号に掲げる物品 関税率表第5607・90号の２に掲げる物品のうち アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他の硬質繊維のもの以外のもの	ひも、綱及びケーブル	236,712	237,867	千円	0.6	平成22年６月16日 適用停止 全特恵受益国等
49	関税率表第57・01項に掲げる物品	じゅうたんその他の床用敷物（結びパイルのもの）	7,132,639	3,103,240	千円	0.2	（イラン） 1,189,368千円
50	関税率表第5702・10号、第5702・31号、第5702・32号、第5702・39号、第5702・41号、第5702・42号、第5702・49号、第5702・50号、第5702・91号、第5702・92号、第5702・99号、第57・03項又は第5705・00号に掲げる物品	じゅうたんその他の床用敷物（その他のもの）	11,858,795	6,012,736	千円	0.6	平成22年６月16日 適用停止 中華人民共和国
51	関税率表第5806・10号、第5806・31号、第5806・32号の２、第5806・39号又は第5806・40号に掲げる物品	細幅織物等	490,619	146,462	千円	0.8	平成22年６月16日 適用停止 中華人民共和国
52	関税率表第60・01項、第6002・40号、第60・03項、第6004・10号、第60・05項又は第60・06項に掲げる物品 関税率表第3006・10号の２の⑵、第6002・90号又は第6004・90号に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の５％以上のもの以外のもの	メリヤス編物及びクロセ編物等	877,897	269,556	千円	0.8	平成22年６月16日 適用停止 中華人民共和国
53	関税率表第6209・20号の１、第6209・30号の１、第6209・90号の１、第62・12項又は第6216・00号に掲げる物品 関税率表第6217・10号に掲げる物品のうち 靴下類	コルセット、手袋及びくつ下類等	10,069,344	5,561,652	千円	0.0	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
54	関税率表第6209・20号の２の⑵のＡ、第6209・30号の２の⑵のＡ、第6209・90号の２の⑵のＡ又は第6217・90号に掲げる物品 関税率表第6217・10号に掲げる物品のうち 靴下類以外のもの	衣類の附属品等	693,622	334,771	千円	0.8	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
55	関税率表第62・13項に掲げる物品	ハンカチ	1,459,155	508,017	千円	0.2	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
56	関税率表第6215・10号に掲げる物品 関税率表第6307・90号の２に掲げる物品のうち 絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に単に裁断したものに限る。）	絹製のネクタイ等	5,535,674	1,544,471	千円	0.0	平成22年８月17日 適用停止 中華人民共和国
57	関税率表第6301・20号、第6301・30号、第6301・40号又は第6301・90号に掲げる物品	毛布及びひざ掛け（電気毛布を除く。）	5,295,735	1,958,888	千円	0.2	平成22年６月16日 適用停止 中華人民共和国
58	関税率表第6302・21号、第6302・29号、第6302・31号、第6302・39号、第6302・51号、第6302・59号、第6302・60号、第6302・91号、第6302・99号、第6303・91号、第6303・99号、第6304・19号、第6304・92号又は第6304・99号に掲げる物品	ベッドリネン、テーブルリネン等	4,438,301	10,409,639	千円	0.8	平成22年５月18日 適用停止 全特恵受益国等